

## 提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 石屋川水系河川整備基本方針（案）、住吉川水系河川整備基本方針（案）、  
天上川水系河川整備基本方針（案）

意見等募集期間 : 平成30年5月7日（月）～5月21日（月）

意見提出件数合計 : 4件（1名）

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
<b>住吉川水系河川整備基本方針（案）</b>			
<b>1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</b>	<p>総論として大きな問題はないように思う。                      防災対策は高度（計画規模1/100）で、水質はきわめて清澄、親水性も満足できる水準にある。</p> <p>課題であった森～川～海の連続性や生態系については、最近の魚道設置工事によってかなり改善が図られた。都市河川の宿命として環境の多様性や生物多様性にはまだまだ課題は残るものの、最優先課題である人口密集地を流れる都市河川の治水を考えると、やむを得ないことと思われる。なによりも、多くの沿川住民が日常的に散歩やジョギングや川遊びなど、地域の川として愛され親しまれている様子から、住吉川は総合的に中小都市河川のモデルともいえる河川と思う。</p>	1	<p>&lt;既に盛り込み済み&gt;                      河川整備基本方針(案)について、妥当とのご意見として承ります。</p>
<b>1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</b> （1）流域及び河川の概要 【河川利用】	<p>慣行利水は法律以前の特殊な権利ということは理解できるが、現実に利用されていないし今後も利用されない可能性が高く、なかには時代錯誤的なものもあり、廃止の方向で検討できないものか。</p>	1	<p>&lt;今後の参考とします&gt;                      河川の利水については、利用実態のさらなる把握や利水者の意向等の調査を行い、水利の適正化に努めます。</p>

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
<p>1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針  (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針  【河川環境の整備と保全に関する事項】</p>	<p>干潟の再生に関し「干潟の掘削に当たっては、潮間帯となる高さを広く確保できる掘削形状とすることにより、干潟の保全、再生が可能となるよう配慮する。」とあるが、意味がよくわからない。おそらく大多数の県民にとっても理解しにくい記述のような気がする。もう少しわかりやすく具体的に記述するべきではないか。</p> <p>干潟の保全に関しては、河口干潟のすぐ沖合が港湾区域であることから、航路浚渫のため干潟が広がらないことが最大の問題となっている。しかしながら、河川区域外の問題であり、本基本方針（案）に記載できるものではないが、行政の谷間でこのような課題が発生している。</p>	<p>1</p>	<p>&lt;今後の参考とします&gt;  今後、河川整備計画の策定や保全工事の際には、現地状況の詳細調査を行い、具体的な対応を検討します。</p> <p>&lt;今後の参考とします&gt;  干潟の保全が図られるよう、関係者と協議します。</p>
<p>石屋川水系河川整備基本方針（案）</p>		<p>—</p>	
<p>天上川水系河川整備基本方針（案）</p>		<p>—</p>	